

2017年2月7日

各 位

会 社 名 富士電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北澤 通宏  
(コード番号 6504 東証第1部)  
問合せ先 経営企画本部  
経営管理室長 木佐木 雅義  
電話番号 03-5435-7213

会 社 名 富士通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中 達也  
(コード番号 6702 東証第1部)  
問合せ先 執行役員広報IR室長 山守 勇  
電話番号 03-6252-2175

## 主要株主との株式持合いの見直しについて

富士電機株式会社（以下「富士電機」という。）と富士通株式会社（以下「富士通」という。）は、本日、下記のとおり、株式持合いを見直すことを決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 見直しの経緯

富士通は、1935年に富士電機製造株式会社（現、富士電機）より電話交換装置、電話機、装荷線輪の製造および販売権を承継し、同社の子会社として設立されました。以降、富士通は、富士電機から独立しつつも、両社は、相互に株式を持ち合い、協力関係を維持、強化してまいりました。

現在、富士電機と富士通は、相互に発行済株式（自己株式を除く）の10%超の株式を持ち合っており、グループ会社を除いては、それぞれ最大の株式保有先になっています。

こうした両社の協力関係は、これまで安定的な会社運営をするうえで一定の役割を果たしてまいりましたが、現在、両社は、それぞれ異なる事業分野に注力するに至っています。そのため、両社が相互に最大の株式保有先であり続けることについて、両社の資本効率や株主利益の観点から、その見直しを検討してまいりました。

取締役の相互派遣を段階的に取り止めたのも、こうした検討の結果です。

今般、両社は、両社の経営環境や市場環境から株式の相互持合いの見直しが可能となったと判断したことから、両社において相互に保有する株式の売却の方針について決定いたしました。

#### 2. 株式売却の方法

##### (1) 富士電機による富士通株式の売却

富士通は、海外市場における売出しを実施します。平成29年2月8日から同月10日までのいずれかの日に、売出価格の決定を行い、富士電機がこれに応じて富士通株式1億6,889万3,000株を

ご注意：この文書は、株式持合いの見直しについて一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。富士通株式会社の普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

売却します。詳細は、本日、富士通が公表する「当社株式の海外市場における売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

## (2) 富士通による富士電機株式の売却

富士通は、保有する富士電機株式について、株価動向を見て売却しますが、売却時期および売却株式数は未定となっており、売却する株式数によっては富士電機において主要株主である筆頭株主の異動が生じる可能性があります。

なお、富士通は、上記売出しによる既存株主への影響を軽減する目的で、市場買付けの方法により自己株式を取得する予定ですが、富士電機は、富士通の株価が一定の水準を下回った場合には、富士通株式の売却を取り止めることがあります。この場合には、富士通による自己株式の取得および富士電機株式の売却の計画も取り止めます。自己株式取得の詳細については、本日富士通が公表する「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

## 3. 今後の見通し

富士電機と富士通は、両社が相互に保有する株式の一部売却を実施した後は、当分の間、協力関係の維持を目的として、上記売却後の株式の保有を継続する予定です。

以 上

ご注意：この文書は、株式持合いの見直しについて一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。富士通株式会社の普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。